

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用 Q & A

Q 1. 「著しく乖離する場合」とはどれくらいを指すのか。

A 1. 工事当初に見込んでいた作業不能日数と大きく乖離し、工期を延長しなければ休日作業または時間外業務が必須となってしまうなど適正工期が確保できなくなる場合を指します。

Q 2. WBGT 値が 31 以上を観測した日に作業を行ってはいけないのか。

A 2. 作業場の環境を快適に整えるなど、一般的な熱中症対策を行った場合は作業を継続することは可能です。

Q 3. 一般的な熱中症対策を行い WBGT 値が 31 以上で作業を行った場合、この時間は工期中の作業不能日数を算定する際、算入できないのか。

A 3. 作業を行った場合、作業不能日数の対象となりません。

Q 4. 「工期の変更に係る取扱い」に「契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定」とあるが、記録が必要なのか。

A 4. 工事記録（週報）等により監督職員への報告が必要になります。

Q 5. 環境省の熱中症予防情報サイトでは、時間単位の WBGT 値の記録があるが、31 未満の数値を含んで半日続く場合がある。途中の 1 時間だけ働くというのは現実的ではないので、せめて半日単位で算定してほしい。

A 5. 運用のとおり、時間単位で算定することになります。

Q 6. 現場に WBGT 測定器を設置した場合は、環境省の熱中症予防情報サイトに関係なく工期変更の資料となり得るか。

A 6. IS07243/JIS B 8504 や JIS B 7922 の機器を使用し、就業時間内の時間毎記録が提示できれば資料となり得ます。

Q 7. 現場に WBGT 測定器を設置した場合は、設置経費を追加変更できるか。

A 7. 共通仮設費率および現場管理費率等に含まれています。

Q 8. 週休 2 日工事の休日において WBGT 値が 31 を超えた場合、作業不能日数に算入できるのか。

A 8. 算入できません。工事当初に見込んでいる作業不能日数は、福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第 2 号）に規定する休日および夏季休暇（3 日間）を除いた工期を対象に算定しています。

Q 9. 室内が主な工事、足場内が主な工事等の場合はどこで、どのように計測するのか。

A 9. 環境省の熱中症予防情報サイトを用いない場合は、実際の作業環境に近いところで計測してください。ただし、外部足場内の作業時の計測は、屋外での計測方法によることとします。

Q10. 作業を行うかどうか、その時にならないと判断できないのか。

A10. 環境省の熱中症予防情報サイトには、「今日」・「明日」・「明後日」の3時間ごとの暑さ指数（WBGT）の予測値が提供されています。ただし、この予測値は「猛暑による作業不能日数」の対象となりませんので、ご注意ください。

Q11. 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事において、工事の始期および終期の設定にあたっては、作業不能日数を含めて設定すればよいのか。

A11. 作業不能日数を含めて設定してください。

Q12. 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事において、工事の始期および終期を受注者が設定する場合、現場説明書に記載の猛暑により見込まれる作業不能日数はどのように取り扱うのか。

A12. 受注者が設定した工事の始期から終期の期間に見込まれる作業不能日数と読み替えることになります。受注者が設定した工事の始期から終期の期間における作業不能日数を算定しなおし、始終期通知書（様式第 75 号）に記載してください。

Q13. 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事において、猛暑により見込まれる作業不能日数はどのように算定すればよいのか。

A13. 受注者が設定した工事の始期から終期の期間において、「営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用」に記載の内容で算定してください。